

阿賀野市選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和8年3月における選挙人名簿の登録を行う日を登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日に定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年12月11日

阿賀野市選挙管理委員会
委員長 小林壽英

1 登録を行う日を定める月

登録月	登録を行う日
令和8年3月	令和8年3月2日（月）